

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人母・乳幼児2名の平成24年9月分以降の日常生活阻害慰謝料について、就労上の理由で避難を継続した申立人父と同居するために避難を継続していたこと、申立人母は同乳幼児2名の世話をしていたこと等を考慮して、帰宅した平成25年4月分までの損害（申立人母につき増額分含む。）が賠償された事例。

1284

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

ア. 精神的損害

（ア）申立人X2 金575,000円

（イ）申立人X3 金575,000円

（ウ）申立人X4 金575,000円

イ. 精神的損害（申立人X2増額分） 金546,000円

ウ. 期間

（ア） アについて

自 平成24年9月1日 至 平成25年4月30日

（イ） イについて

自 平成23年3月11日 至 平成24年8月31日

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項記載の損害項目及び期間についての和解金として、合計金2,271,000円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

（1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

（2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。

また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年7月7日

(仲介委員 大谷隼夫)